

○外務委員会

条約（二件）

（衆）は提出時の先議院

番号	件名	提出者	提出月日	参議院		衆議院		備考								
				付託	議決	付託	議決									
114 4 国会	所得に對する租税に關する二重課税の回避の件 改正する議定書の締結に關して承認を求め たための日本とベルギー王国との間の條約 の件	（衆）	元、三二七	元、二、七	承認	元、二、九	承認	元、二、二〇	承認	元、九二六	承認	元、二、一	承認	元、二、七	承認	百十四回国会 衆議院
114 5 国会	所得に對する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本とインド共和國政府との間の條約の締結に關して承認を求め るの件	（衆）	元、三二七	元、二、七	承認	元、二、九	承認	元、二、二〇	承認	元、九二六	承認	元、二、一	承認	元、二、七	承認	百十四回国会 衆議院

本院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者	提出月日	参議院		衆議院		備考								
				付託	議決	付託	議決									
5	國際開發協力基本法案	中西珠子君 外二名 （元、一〇、一九）	元、一〇、一	元、一〇、九	承認	元、一〇、九	承認	元、一〇、一	承認	元、一〇、一	承認	元、一〇、一	承認	元、一〇、一	承認	百十五回国会 衆議院

外務

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（第百十四回国会閣条第四号）

要旨

我が国とベルギーとの間には一九六八年（昭和四十三年）三月に署名された租税条約があるが、これを一部改正するため、両国間で交渉が行われた結果、昨年十一月九日にブラッセルにおいて、この議定書の署名が行われたものであって、改正点は次のとおりである。

- 一、一律十五パーセントとされている配当に対する源泉地国での限度税率を、親子会社間の場合に限り、日本においては十パーセント、ベルギーにおいては五パーセントに引き下げる。
- 二、十五パーセントとされている利子に対する源泉地国での限度税率を十パーセントに引き下げる。

委員長報告

ただいま議題となりました条約二件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、ベルギーとの租税条約改正議定書は、両国間における資本の交流を一層円滑化するため、配当及び利子に対する源泉地国の限度税率を引き下げようとするものであります。

次に、インドとの租税条約は、昭和三十五年に締結された現行協定を全面改正しようとするものでありまして、事業所得に対する相手国の課税基準、航空機または船舶による国際運輸業所得に対する相互免税、投資所得に対する源泉地国の課税軽減及び二重課税の排除方法等について規定しております。

委員会におきましては、租税条約の締結方針と相手国の選定基準、開発途上国に配慮した租税条約のあり方、脱税を防止するための方策等の諸問題につきまして質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の立木委員より両件に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、両件はいずれも多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（第百十四回国会閣条第五号）

要旨

我が国とインドとの間には一九六〇年（昭和三十五年）一月に署名された租税協定（一九六九年署名の改正議定書を含む。）があるが、一九八二年（昭和五十七年）六月にインド側より改正の提案があったのを機に、OECDモデル条約等を踏まえて同協定を全面的に改正することとし、交渉が行われた結果、本年三月七日にニュー・デリーにおいてこの条約の署名が行われたものであって、主な内容は次のとおりである。

- 一、事業所得については、企業が相手国内に支店等の恒久的施設を有する場合に限り、かつ、当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ相手国において課税される。
- 二、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにより生ずる所得については、相手国の租税が免除される。ただし船舶所得については十年間の過渡期間を経て免除される。
- 三、投資所得についての源泉地国税率は、配当については

十五パーセント、利子については銀行が受益者の場合十パーセント、その他の場合十五パーセント、使用料及び技術的役務対価については二十パーセントを超えないものとする。

四、短期滞在者、両国政府間で合意された特別の計画に基づく活動を行う芸能人、学生、事業修習者、教授、教員等の所得については、一定の条件の下に滞在地国の租税が免除される。

五、二重課税の排除方法は、両国とも外国税額控除方式により、一定の所得について我が国においてみなし外国税額控除を認める。

委員長報告

前ページ参照